

# 第9回八街市農業委員会総会

平成27年9月17日

八街市農業委員会

## 平成27年第9回農業委員会総会

平成27年9月17日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛   | 16. 日暮 守信 |
| 2. 船木 勝利 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 3. 岩品 要助 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 4. 池田 寿男 | 12. 宇津木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 5. 貫井 正美 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 6. 林 和弘  | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| 7. 山本 重文 | 15. 小川 正夫 | 22. 三須 裕司 |

### 2. 欠席者

9. 森 邦央

### 3. 事務局

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 醍醐 文一 | 主 査   | 宮内 清志 |
| 副 主 幹 | 菅沼 邦夫 | 主 査 補 | 浅井 久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第4号 農用地利用配分計画（案）の承認について

### 5. その他

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時29分)

## ○三須会長

平成27年第9回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏の記録的な猛暑、そして、記録的な大雨により堤防が決壊し大洪水となった異常気象による大災害がテレビ、新聞等で報道されておりますが、被災地にありましては心よりお見舞い申し上げます。八街市におかれましては多少の被害があったと思いますが、大災害にならずよかったと思う次第です。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条、本体で17件で、農用地利用集積計画の承認について12件、農用地利用配分計画案の承認について2件、合わせて総件数31件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半分以上に達しておりますので、この総会は成立しました。

なお、森委員より欠席の届け出がありましたので、報告申し上げます。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

## ○醍醐事務局長

それでは、会務報告を申し上げます。

8月27日木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査を鈴木部長、内藤副部長、金子委員より市内で実施しました。

9月に入りまして、4日金曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査を岩品副部長、長谷川委員より市内で実施しました。

以上でございます。

## ○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号8番、高橋委員、10番、武藤委員をお願いいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から5番までを議題といたします。

事務局、説明願います。

## ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1から5については、所在と面積以外の区分、地目、権利者事由、義務者事由が同じで

ありますので、2番からは所在と面積のみといたします。

番号1、区分、地上権。所在、八街字榎台。地目、畑。面積6,903平方メートルのうち608.27平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第2号、1番に関連しております。

番号2、所在、八街字榎台。面積6,903平方メートルのうち559.72平方メートルで、議案第2号、2番に関連しております。

番号3、所在、八街字榎台。面積3,849平方メートルのうち494.38平方メートルで、議案第2号、3番に関連しております。

番号4、所在、八街字榎台。面積3,849平方メートルのうち657.12平方メートルで、議案第2号、4番に関連しております。

番号5、所在、八街字鳴沢台。面積1,685平方メートルのうち1,423.72平方メートルで、議案第2号、5番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

1番については議案第2号、1番と、2番については議案第2号、2番と、3番については議案第2号、3番と、4番については議案第2号、4番と、5番については議案第2号、5番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けて採決をいたします。

次に、議案第1号、6番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○菅沼副主幹

ご説明いたします。

番号6、区分、売買。所在、大木字吉山。地目、畑。面積301平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積547.97平方メートル。権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

6番について、石井委員、お願いいたします。

### ○石井委員

それでは、議案第1号、6番、農地法第3条申請に係る調査報告結果について報告いたします。

申請地についてですが、位置はJR八街駅より南東方向に約1.2キロメートルに位置しております。境界は石杭にて確認できております。現況は落花生、里芋、夏野菜等の作付をし、耕作をしております。進入路は市道に面しており、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台です。労働力は権利者とその家族の妻の2名です。常時雇用者はなしです。忙しいときと、どうしても手に負えないときは、何人かを雇用しているそうです。年間農業従事日数は、権利者が330日、家族が平均200日です。また、技術力はあり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考となる事項として、営農計画は落花生を作付する計画になっております。申請地は権利者の自宅と所有している農地に囲まれており、通作距離は問題なく、また、当該申請地を権利者が取得することにより、隣接農地と合わせると1町歩以上になるため、効率的な農業経営が可能になると思われます。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりました。一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1から番号4は同様の内容となりますので一括とし、番号2以降は面積、農地区分のみご説明させていただきます。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積6,903平方メートルのうち0.34平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がり

ある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、1番に関連しております。

番号2、面積6,903平方メートルのうち0.34平方メートルです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、2番に関連しております。

次に、番号3、番号4ともに、面積3,849平方メートルのうち0.33平方メートルです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、3番、4番にそれぞれ関連しております。

次に、番号5、所在、八街字鳴沢台地先。地目、畑。面積1,685平方メートルのうち0.38平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、5番に関連しております。

番号6、所在、富山字富山地先。地目、畑。面積1,709平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積3,551平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、所在、富山字富山地先。地目、畑。面積218平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積441.61平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売分譲住宅用地です。転用事由は、住宅販売業を営む権利者が専用住宅3棟を分譲し、販売するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号8、所在、大木字北吉山地先。地目、畑。面積632平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1,148平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、土木工事業を営む権利者が新たに貸事務所、貸倉庫業を始めるために、当該申請地を利用し、経営規模拡大を図るものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号9、所在、八街字元光明坊地先。地目、畑。面積6,960平方メートルのうち1,740.02平方メートルです。区分は一時転用で、賃貸借です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、天然ガス生産基地設置事業に伴い、関係車両の駐車場として一時的に利用するものです。なお、期間は平成27年11月1日から平成28年7月31日までです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。

次に、番号10、所在、東吉田字小山向地先。地目、山林現況畑。面積435平方メートルです。区分は売買です。転用目的は作業場及び駐車場用地です。転用事由は、金物加工業を営

む権利者の既存施設が手狭となったため、隣接する当該申請地へ拡張し、業務の効率化を図るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号11、所在、東吉田字二塚地先。地目、畑。面積713平方メートルです。区分は売買です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、既存の施設が手狭となったため、従業員用の駐車場を隣接する当該申請地へ移設し、既存の施設に資材を置くことで業務の効率化を図るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、3番、4番について、鈴木部長、お願いします。

### ○鈴木部長

議案第2号の1番から4番は同じ内容なので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街北中学校から南へ約200メートルに位置し、道路に面しております。進入路は確保されております。農地性は、事務指針26ページ、アの①に該当する農振農用地と農地が10ヘクタール以上広がることから、第1種農地に該当すると判断いたしました。しかし、申請はいずれも営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ、①の⑥の(ア)及び②の⑥として例外的に認められます。

次に、一般基準ですが、耕作地の上空に設置するための架台支柱と引込支柱の一時転用であり、面積は妥当と思われます。資金は自己資金と借入金で賄う計画です。事業計画ですが、発電設備の構造は、簡易的なスクリーンの支柱に架台を組み合わせ、高さ2メートルから3メートルで、設備の下での農作業に支障はないと思われます。営農計画ですが、耕作物はダイカンドラで、雑草よけのグランドカバーの用途として販売し、当面は耕作者の関係会社が取引先です。権利者と義務者と耕作者は異なることから、念書によりお互いの責任について確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、本件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番から4番は、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたしました。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思われますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、5番について、内藤副部長、お願いいたします。

### ○内藤副部長

それでは、議案第2号、5番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南東へ500メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当することから、第2種農地と判断しました。

一般基準ですが、当申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作地の上空に設置するための支柱部分の一時転用です。資金は借入金で賄う計画です。事業計画は、発電設備の構造は、簡易的なスクリーンの支柱に架台を組み合わせ、高さは約2メートルから3メートルで、設備の下での農作業に支障はないと思われます。営農計画は、耕作物はダイカンドラで、雑草よけのグランドカバーの用途として販売し、当面は耕作者の関係会社が取引先です。権利者と義務者と耕作者は異なることから、念書によりお互いの責任について確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作は継続されながら行う事業でありますので、本件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、5番は、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思われますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、6番、7番について、宇津木委員、お願いいたします。

### ○宇津木委員

それでは、議案第2号、6番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約1.3キロメートルに位置し、八街市道より約300メートル入った、周囲を住宅地に囲まれた土地です。進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電設備用地として計画され、申請面積3,551平方メートルに対し太陽光パネル1,459枚と、建築面積においても面積妥当と思われます。また、近隣に障害物がなく、安定して日照を得られるため、事業を計画したとのことでございます。資金の確保につきましては自己資金で行う計画です。次に、周辺農地の営農条件への支障につきましては、設備用地内から土砂の流出のないよう、ブロック積みをするということでございます。本事業により隣接地への迷惑のないよう、工事中も話し合いを行うとのことです。また、日照、通風に対しましても影響はありません。雨水、雑排水につきましては、雨水は敷

地内自然浸透、汚水、雑排水は発生しない計画です。防災計画につきましては、工事に伴い重機稼働の安全対策に留意し、工事関係車両の出入りには誘導員を配置するとのことです。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

引き続いて、議案第2号、7番について、調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約1.3キロメートルに位置し、八街市道より約300メートル入った周囲を住宅地に囲まれた土地です。進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲用地として計画され、申請面積441.61平方メートルに対し3区画と、面積においても妥当と思われます。資金の確保につきましては自己資金で行うということです。次に、周辺農地の営農条件への支障につきましては、施工後、近隣農家への雨水の流出がないよう留意するとのこととでございます。用水等に関しましては、上水道は市の水道より取り込み、排水に対しては、雨水は各戸に浸透枮を設置し、汚水は、浄化槽設置後、排水管へ接続するとのこととでございます。防災計画につきましては、工事中、近隣住民とのトラブルにならないよう安全対策を講ずるとのことです。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、8番について、石井委員、お願いいたします。

### ○石井委員

それでは、議案第2号、8番、農地法第5条による許可申請についての調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約900メートル、国道409号日入口交差点から東方へ約600メートル地点に位置し、バイパスに面しております。市道より進入路は確保されております。農地性ですが、用途地域内にある農地ですので、事務指針28ページ、④の⑥(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準であります。申請地は資材置場ということで、申請面積1,148平方メートルであります。面積妥当だと思われます。事業資金につきましては自己資金で賄う計画であり、申請地には小作人や権利移転に対して支障となるものはありません。施設内容であります。現在使用している資材置場では手狭になったため、申請地にリース用の現場事務所及び倉庫を置き、経営の拡大を図る計画とのことです。申請地は道路より若干低いため、砕石を敷き同一にするため、土砂の搬入、搬出は行わない計画となっております。土地の選定理由として、申請地は道路つきがよく、有効利用できるため、申請地以外の土地の権利取得の見込みがないことを選定した理由として選んだそうです。用水、上水道はなしで、雨水は敷地内処理、汚水、雑排水はなしとのことです。防災計画として、工事車両等の出入りが頻繁になる場合は、交通誘導員を配置し、安全を図るのとこととであります。周辺農地への営農条件の被害防除対策

として、隣接地の境界には小堰堤を設置し、水、土砂等の流出を防ぐとのことであります。申請地は用途地域内であり、事業実施の見込みは確認できます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

次に、9番について、長野委員、お願いいたします。

#### ○長野委員

では、議案第2号、9番の調査報告をいたします。

この案件は昨年9月の総会に提出されたもので、一時転用期限の平成27年7月31日が過ぎて、まだ工事が終了しないので、再申請されたものであります。

まず、立地基準については、JR八街駅から東へ約3.5キロメートルのところに位置し、市道に面し、進入路は確保されております。農地性としましては、事務指針の30ページ、①の㉔の(ア)により、農振農用地の場合の例外に該当します。

一般基準につきましては、計画面積は6,960平方メートルのうち1,740.02平方メートルで、引き続き、天然ガスの掘削工事に伴い、近接する当用地が必要であるとのことです。鉄板を敷き、駐車場用地として利用し、工事は自己資金で賄うということでございます。隣接農地につきましては、該当者がありませんので、問題ないと思います。今回の転用期間につきましては平成27年11月1日から平成28年7月31日までの予定で、工事終了後につきましては農地復元誓約書も提出されております。

これらのことから、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

次に、10番、11番について、金子委員、お願いいたします。

#### ○金子委員

議案第2号、10番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②の(オ)による例外に該当します。

続いて、一般基準ですが、本申請は作業場及び駐車場ということで、資金確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。申請地には埋め立て等は行わず、現地盤で利用するため、土砂の搬入は行わない。その他、用水はなし。雨水は浸透式。汚水、雑排水はなし。防災計画は、工事中、通勤・通学の時間帯は資材の搬入は行わない。その他、自然、日照の影響はなく、現地盤で利用するため、土砂の流れはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

議案第2号、11番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に6キロメートルに位置し、市道に面して、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針26ページ、②の㊸に該当するため、第1種農地と判断。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②の(オ)による例外に該当しません。

一般基準ですが、本申請は駐車場用地として埋め立てを行わず、整地のみ。資金確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。上水道なし。雨水は敷地内処理。汚水、雑排水はなく、その他、防災計画は、工事中、車両等の出入りが頻繁になる場合は、交通指導員を充てて安全を守る計画となっております。申請地は、建物はありませんので、通風、日照への影響はありません。また、隣接の境界には土留めを設置するので、土砂の流出はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○三須会長**

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、1番の関連案件である議案第1号、1番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、1番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○三須会長**

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第2号、2番の関連案件である議案第1号、2番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、2番の最終決定については、5条一時転用に関連しているこ

とから、知事の処分にあわせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第2号、3番の関連案件である議案第1号、3番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、3番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第2号、4番の関連案件である議案第1号、4番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、4番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第2号、5番の関連案件である議案第1号、5番について、担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、5番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時21分

#### ○三須会長

会議を再開いたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○菅沼副主幹

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成27年9月3日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進

法第18条第1項の規定により、平成27年度第6次農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、朝日字竹里。地目、畑。面積6,294平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万108平方メートルのうち8,294平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年1カ月、新規です。

番号2、所在、朝日字竹里。地目、畑。面積1,679平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,452平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号3、所在、朝日字竹里。地目、畑。面積4,765平方メートルのうち2,973平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号4、所在、砂字岩砂山。地目、畑。面積2,446平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積8,297平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は6年、新規です。

番号5、所在、滝台字滝台。地目、畑。面積1,757平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,569平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号6、所在、八街字立会松南。地目、畑。面積5,087平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万7,367平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

番号7、所在、八街字南富士見。地目、畑。面積1,401平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,451平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年3カ月、新規です。

番号8、所在、八街字松島。地目、畑。面積909平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,649平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号9、所在、山田台字山田台。地目、畑。面積1,983平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は6年、再設定です。

番号10、所在、沖字中沖。地目、畑。面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5,833平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、再設定です。

番号11、所在、八街字藤株。地目、畑。面積727平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,963平方メートルのうち8,322平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号12、所在、八街字笹引。地目、畑。面積1万3,443平方メートルのうち6,400平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明しました番号1から12までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第3号については承認することに決定いたします。

議案第4号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

### ○菅沼副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成27年9月3日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画原案の意見を求められております。

番号1、所在、八街字藤株。地目、畑。面積727平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,963平方メートルのうち8,322平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は認可の公告日から平成37年9月30日まで、新規です。

番号2、所在、八街字笹引。地目、畑。面積1万3,443平方メートルのうち6,400平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は認可の公告日から平成37年9月30日まで、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました1と2の案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号については承認することに決定いたします。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

### ○醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時28分)

議事録署名人

議 長

8 番

1 0 番